

第40回 奈良県河川整備委員会 議事概要

- 1 日 時：平成19年8月29日 9:30～12:00
- 2 場 所：奈良市猿沢荘（3Fわかくさ）
- 3 出席者 委員 10名：朝廣佳子、池淵周一、伊藤忠通、岩本廣美、岡田伸子、谷幸三、
中川一、中島祐子、前迫ゆり、和田萃（五十音順、敬称略）
事務局5名：奈良県 徳元河川課長 ほか
- 4 議事要旨
 - (1) 第39回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認
 - (2) 大和川水系河川整備計画（布留飛鳥圏域）の変更について（報告）
 - (3) 第39回奈良県河川整備委員会補足
 - (4) 吉野川の治水計画について
 - (5) その他
- 5 議事内容（主な意見、回答）
 - 5.1 第39回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認
 - ・特になし（委員了承）
 - 5.2 大和川水系河川整備計画（布留飛鳥圏域）の変更について（報告のみ）
 - 5.3 第39回奈良県河川整備委員会の補足説明
 - ・特になし
 - 5.4 吉野川の治水計画について
 - ・ 守るべき資産、財産の考え方が、全体として主に家屋に偏っているような印象を受けるが、事業所の評価方法、また田畑が浸かった場合の補償についての考え方について伺いたい。
 - 整備区間として選定している箇所は、宅地、家屋とし、この中には事業所、工場等も含んでいる。田畑が洪水によって氾濫するというのは自然現象であり、補償の事例はない。
 - ・ 吉野川で伊勢湾台風時に浸水した水田について、その後の復旧経過の記録があれば示してほしい。
 - 資料が残っておれば次回委員会で説明する。
 - ・ 今後、地域住民や市町村と話し合うなかで、工法も変わってくることもあると思う。現段階で地域の意向をどこまで反映し、治水対策工法、優先順位を決めていくのか。早くから市町村と話を進めることも必要ではないか。
 - 河川整備委員会の場で河川整備計画の案を議論していただき、環境、景観、コスト面等の要素を考慮し、河川管理者としてベストと思う案について、地域住民等と議論して行く。可能であれば早い段階から地域の意向を聴きながら、手戻りのないよう策定の手続きを進めていきたい。
 - ・ この委員会の役割は、河川管理者の作成した原案に対して意見を言い、地域住民等の原案に対する意見等を聴取後、それをさらにフィードバックし審議するのか。
 - 河川法では、原案を河川管理者でつくり、学識者の意見及び、公聴会の開催等による住民意見の反映が定められている。現時点では、原案がまとまっておらず、河川整備委員会での意見を十分にいただいているので、ある程度の方向性が見えてきた段階で、地域の意向把握もできればと考えている。

- ・ 築堤を行い数戸の家屋が守られる場合、その数戸の家屋の地権者が移転を希望すれば築堤を行う必要がなくなるが、そのような住民の選択はあるのか。
 - 選択はあり得ると思う。個々の箇所について、地域の意向を反映しながら、どのような対策をつくっていくかを決めていくことが今後の進め方のポイントと思う。今はある一定の考え方のもとに案をつくっている段階である。
- ・ 地権者との利害がある中で情報を出すことにより本当にしっかりした議論ができるのであれば、情報の出し方をもう一度考える必要がある。
- ・ 地域の指導者やコーディネーターを養成し、先を見通した地域・川づくりを行うことが重要だと思う。
- ・ 吉野川の治水対策として非常に具体的な事例（個々の宅地や田畑）が対象になっているが、どこまで踏み込んで議論すればいいか。県の事業として例えば山林等も含めた流域全体の整備の基準も必要ではないか。
- ・ 流域環境として、ここは残すべき田畑、森であるといったことをもう少し明確にした上で、どのようにしていくのか、流域環境としての視点と議論が必要。そのために住民の方の意見が反映できるよう、住民の方と共に歩むような形式を今からとっていいのではないか。
- ・ 地域は個人ではなく全体でつくられていくものであることを考えると、個々の意思を優先させるのか、計画を先に提示するのが正しいのか、考える必要がある。個々の方々と個々に工法を出して議論をしていくことは少し危険であるように思う。吉野川流域全体がどのような地域になるのかというランドデザインを先に示すことが必要ではないか。
- ・ 河川整備計画に定めなければならない内容についての意見の収集と反映をどの段階で行うのか。原案に対して意見を言ってもらおうというあたりに絞らざるを得ないように思う。
 - 河川整備計画というのは今後30年間の河川の整備のマスタープランというべきものである。これまでの意見を踏まえ、もう一度、柱になる部分やどこまで書くのか、それについて地元でいつの段階でどういうものを示すのかということについて整理する。
- ・ 治水対策に伴う動植物への影響については、四季を通じた調査を行った上で判断すべきである。
- ・ 築堤とか移転以外の治水対策として、遊水地はこの地域ではあり得ないのか。
 - 次回整理して示すが、吉野川は上流から下流まで谷間を川が流下しており、遊水地で一定の治水効果をj得るのは難しいと思われる。
- ・ 現在進行形の治水対策については継続的に実施すると考えて良いか。
 - 現在事業実施中の箇所は、過去の段階であるが優先順位が高いという整理をされており、このまま進めていくことになる。
- ・ この計画は大滝ダムが稼働するという前提のものなのか。また、吉野川分水は水田に水が必要なときだけ流されているが、例えば飛鳥川、大和川等の現状を見ると、夏場はほとんど水が流れない状況であり、吉野川分水を有効に利用出来ないか。
 - 大滝ダムの稼働を前提としている。吉野川分水については、水路の改修も兼ねて新しい事業を進めているようなので、関係部局に確認する。

以上